

京阪電車のストライキや台風などにより暴風警報・特別警報等が発令された場合の登校について

- (1) 朝7時現在、上記の状況にあるときは、自宅待機とする。その状況が解除された場合は、解除の時刻から2時間後よりSHR・授業を行うものとする。授業終了は通常の時刻をめぐとする。
- (2) 午前11時を過ぎても状況が解除されない場合は、臨時休校とする。

* 定期考査中に「自然災害等」が予想される場合

- (1) 当日の朝7時以降、午前11時までの間に暴風警報や特別警報が発令中の場合は、自宅待機とする。
- (2) 午前7時から午前11時までの間にその警報が解除された場合は、定期考査を次の時程で実施する。

13:00 登校・SHR

13:10～14:00 1時限目の考査科目

14:15～15:05 2時限目の考査科目

15:20～16:10 3時限目の考査科目

- (3) 午前11時を過ぎても、その警報が発令の場合は臨時休校とする。この場合、実施できない考査科目は最終日の翌日に延期する。